

筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例

昭和 62 年 3 月 24 日条例第 2 号

改正	平成元年 3 月 25 日条例第 2 号	平成 7 年 3 月 31 日条例第 4 号
	平成 9 年 8 月 11 日条例第 5 号	平成 16 年 3 月 31 日条例第 4 号
	平成 17 年 11 月 18 日条例第 8 号	令和 4 年 2 月 17 日条例第 1 号

筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例（昭和 51 年組合条例第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の規定に基づく廃棄物の処分に関する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

（廃棄物処理手数料）

第 2 条 筑西広域市町村圏事務組合の管理するし尿処理施設・ごみ処理施設において、廃棄物を処理しようとするときは、次の各号に定める手数料を管理者に納入しなければならない。

（1）法第 6 条の 2 に基づいて筑西広域市町村圏事務組合規約（昭和 51 年県地指令第 665 号）第 3 条の表第 6 項の右欄に掲げる市の委託を受け、収集した一般廃棄物

無料

（2）法第 7 条第 1 項又は浄化槽法第 35 条第 1 項の許可を受け、収集した一般廃棄物

ア 事業活動に伴い生じた一般廃棄物

10 キログラムにつき 200 円

イ し尿（家畜のし尿を除く。）及び浄化槽汚泥・スカム等

10 キログラムにつき 3 円 60 銭

2 前項以外の一般廃棄物をごみ処理施設において処理しようとするときは、次の各号に定める手数料を管理者に納入しなければならない。

（1）事業活動に伴い生じた一般廃棄物

10 キログラムまで 200 円

以降 10 キログラムにつき 200 円

（2）前号以外の一般廃棄物

10 キログラムまで 100 円

以降 10 キログラムにつき 100 円

第 3 条 管理者が特に必要と認めた者については、前条に規定する手数料を免除し、又は減額することができる。

（委任）

第 4 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日条例第 4 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 8 月 11 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る廃棄物処理手数料について適用し、同日前の処理に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 11 月 18 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例の規定は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

（許可申請手数料等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の規定に基づく許可を申請している者に対する許可申請手数料及び既に当該許可を受けている者に対する許可証の再交付に係る手数料については、平成 18 年 3 月 31 日までの間、改正後の筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 2 月 17 日条例第 1 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。